

令和6年度三重支部事業計画(案)及び 令和6年度支部保険者機能強化予算(案)について

令和6年1月17日

「重要度：高」・「困難度：高」について

協会の令和4年度事業計画より国の施策に関係（寄与）する項目には「重要度：高」、使命、現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化との関係から、困難度が高いと合理的に判断できる項目には「困難度：高」である旨と、その理由を記載している。これ以降の頁についても同様である。

1. 基盤的保険者機能関係

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

業務グループ

- 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。
- 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

② サービス水準の向上

業務グループ

- すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。
- 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

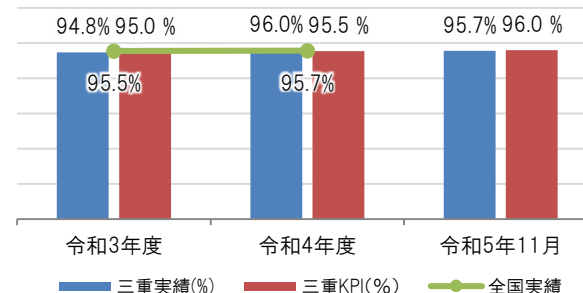
KPI

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

現金給付の申請に係る郵送化率



1. 基盤的保険者機能関係

③現金給付の適正化の推進

業務グループ

- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。
- 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化P T（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
- 現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。

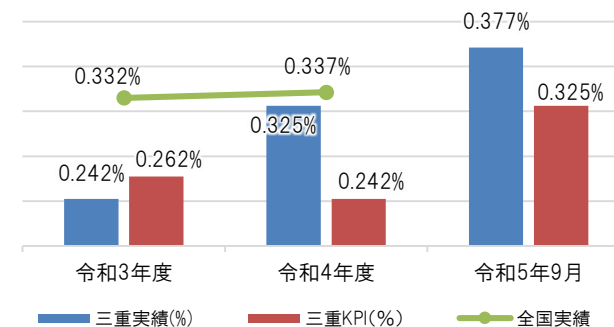
1. 基盤的保険者機能関係

④レセプト点検の精度向上

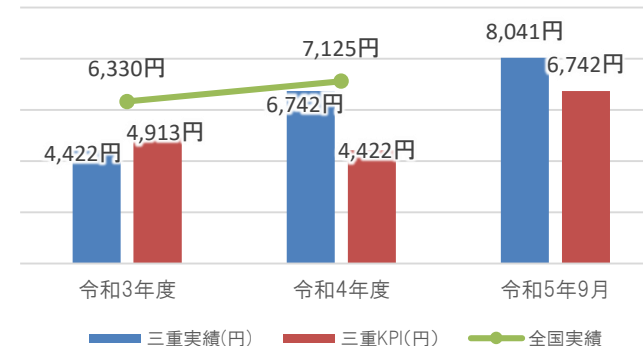
レセプトグループ

- 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。
- 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。

診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率



協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額



KPI

① 協会のレセプト点検の査定率※について前年度以上とする

※査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額

② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。

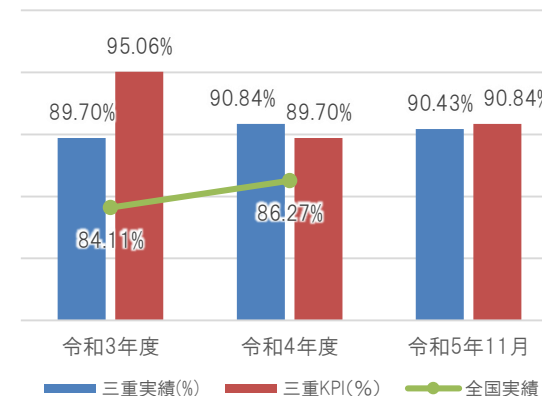
1. 基盤的保険者機能関係

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

レセプトグループ

- 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- 無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。
- 日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。
- 外国人債務者については、多言語リーフレットを活用した催告を実施する。

保険証回収率



KPI

- ① 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする
 - ② 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を前年度以上とする
- ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする

【困難度：高】

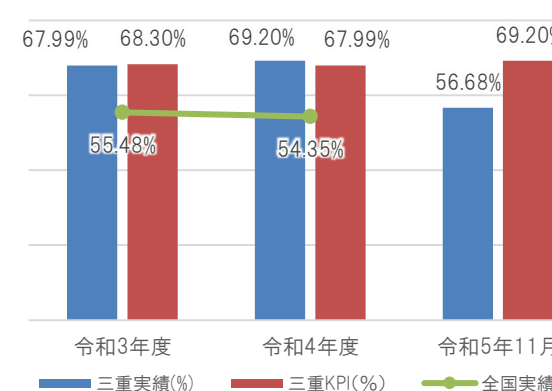
返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

返納金債権回収率



1. 基盤的保険者機能関係

II) 健全な財政運営

企画総務グループ

- 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。
- 医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。

【重要度：高】

協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

III) ICT化の推進

企画総務グループ

業務グループ

i) オンライン資格確認などのシステムの周知徹底

- 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。
- マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。

【重要度：高】

オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

I) データ分析に基づく事業実施

① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

保健グループ

企画総務グループ

- 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。
- 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。
- データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、分析方法の説明会や統計分析研修に参加し、協会における調査研究の質の底上げを図る。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。

② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

保健グループ

企画総務グループ

- 協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究の実施を検討する。実施にあたっては、外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

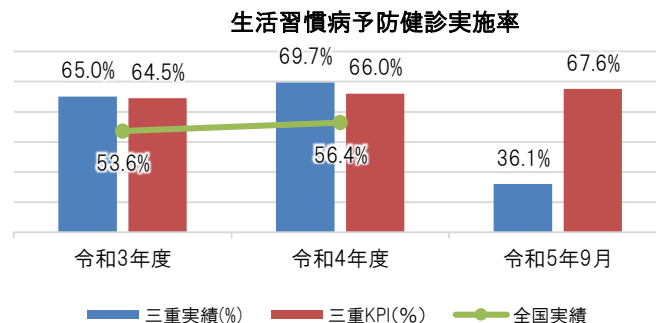
II) 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

保健グループ

企画総務グループ

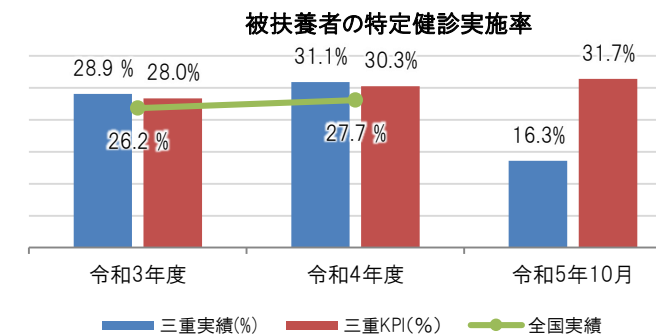
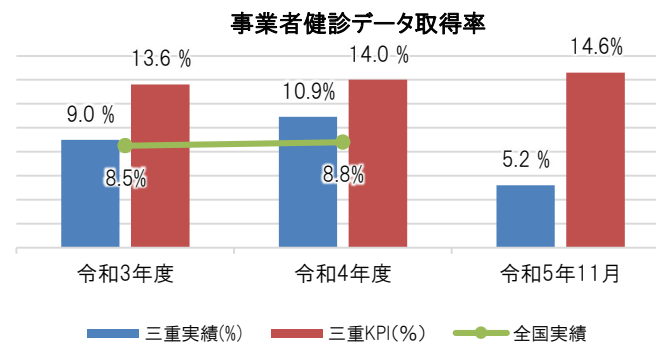
- 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とした第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、初年度の取組を着実に実施する。
- 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。



② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

保健グループ

- 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等を活用して実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- 生活習慣病予防健診について、2023年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢を拡大するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。
- 事業者健診データの取得促進に向けて、三重県、三重労働局及び商工経済団体等と連携した事業主への働きかけや健診機関からのデータ提供数を増やすために、外部委託による効率的な勧奨業務を実施する。
- 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、ショッピングモール等受診しやすい場所やホテル等魅力のある会場における集団特定健診や自治体と連携したがん検診同時実施の集団特定健診を実施する。



KPI

- ① 生活習慣病予防健診実施率を**68.5%以上**とする
- ② 事業者健診データ取得率を**11.0%以上**とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を**34.1%以上**とする

インセンティブ制度
評価指標

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

【困難度：高】

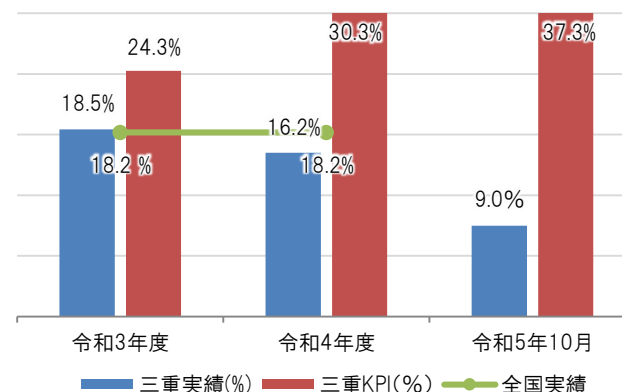
協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

③ 特定保健指導の実施率及び質の向上

保健グループ

- 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- 事業所の業態及び構成比等から医療費や実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や経年的に利用がない事業所を選定し、重点的かつ優先的に訪問等による利用勧奨を行う。
- WEB面談など情報通信技術を活用した特定保健指導を支部および外部委託にて実施し、実施数の増加及び利用者の利便性の向上を図る。
- 集団健診実施時における当日の初回面談や利便性の高い会場を使用しての集団特定保健指導をより一層推進する。
- 2024年度から特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、より成果を重視した特定保健指導を推進するため、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた研修を行う。

特定保健指導実施率(被保険者)



※被扶養者における特定保健指導実施率 8.0% (KPI 20.3%)

KPI

- ① 被保険者の特定保健指導実施率を**20.2%以上**とする
- ② 被扶養者の特定保健指導実施率を**24.9%以上**とする

インセンティブ制度
評価指標

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

④重症化予防対策の推進

保健グループ

- 外部委託による二次勧奨として支部独自で対象者を選定し、医療専門職からの文書・電話による受診勧奨を確実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。
- 健診実施機関や事業所と連携し、健診受診直後の早期受診勧奨を実施する。
- 糖尿病予備群に対する啓発事業として、健診結果から悪化予防に関する啓発文書を送付し、生活習慣改善を促す。
- かかりつけ医と連携した糖尿病の重症化予防に取り組む。また、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を拡充する。

KPI 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者（※）の割合を**対前年度以上**とする

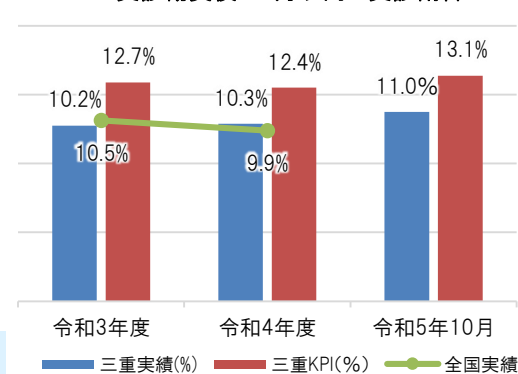
インセンティブ制度
評価指標

※令和6年度より変更、令和5年度までは「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者」

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

受診勧奨後3か月以内の受診割合

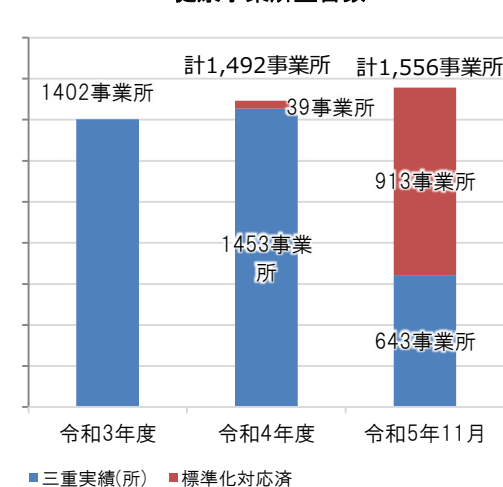


⑤コラボヘルスの推進

企画総務グループ

- 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を定着させ、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- 宣言事業所に対しては、四半期に一度、健康課題（運動、睡眠など）に着目したリーフレットや健康情報誌を提供する。また、優良な健康づくり取組を紹介する事例集を作成し、紙媒体とWEB媒体により周知することで宣言事業所の健康づくりの取組の質の向上を図る。
- 多様な手法で幅広く健康宣言勧奨を行うため、商工会議所等の経済団体や自治体等と連携した広報を実施するとともに、外部委託による新規勧奨を実施する。特に道路貨物運送業など高リスクの業態においては中部運輸局三重運輸支局や三重県トラック協会などの関連団体との連携を強化しつつ、事業主や担当者が集まる場において健康宣言勧奨を実施する。
- メンタルヘルス対策について、三重産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。

健康事業所宣言数



2. 戦略的保険者機能関係

KPI

健康宣言事業所数を**1,700事業所（※）**以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

Ⅲ) 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

企画総務グループ

I) ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリック医薬品使用割合80%以上を維持していくため、三重県薬剤師会等と連携しながらジェネリック医薬品希望シールの配布や若年層への啓発等に取り組む。
- 先発医薬品からの切り替えではなく、最初からジェネリック医薬品を使用してもらえるように乳幼児のいる世帯に向けて啓発を行う。

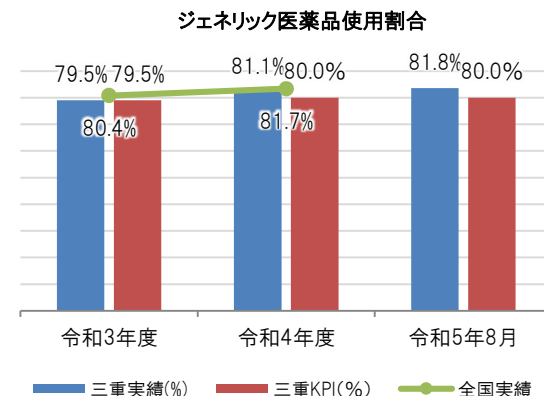
ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- 国の方針（※1）を踏まえ、使用促進に向けた情報収集を行い、使用促進策を検討する。
（※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするを目指す」

iii) 上手な医療のかかり方

- 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、多様な媒体を活用して加入者への周知・啓発を図る。

i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。



KPI ジェネリック医薬品使用割合※を年度末時点で**対前年度末以上**とする。 ※ 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする。

インセンティブ制度
評価指標

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要があり、重要度が高い。
また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

企画総務グループ

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③インセンティブ制度の実施及び検証

企画総務グループ

- 2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。
- 現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しの検討に向けて、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を注視する。
- 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。

2. 戦略的保険者機能関係

IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

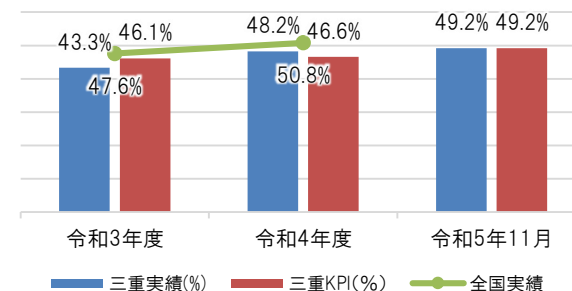
企画総務グループ

- 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要である。このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、次の①～④に取り組む。

- ① 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。
- ② テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する。
- ③ 地域・職域特性を踏まえ、本部と連携して広報を実施する。
- ④ 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。

- 本部において作成するホームページや全支部共通広報資材等の統一的に使用可能な各種広報ツールにより、全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報を実施する。また、SNSによる情報発信を開始する。
- 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。
- 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。

健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合



KPI

- 1-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を**50.0%以上**とする
- 1-2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

3. 組織・運営体制関係

I) 人事・組織に関する取組

① 人事制度の適正な運用

全グループ

- 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。

② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

全グループ

- 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修の実施により組織基盤の底上げを図る。
- 支部で策定したミッション、ビジョン、バリューを定着させ、更なる保険者機能の発揮に向けて行動できる人材を育成する。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。

③ 働き方改革の推進

全グループ

- すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。
- 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止、メンタルヘルス対策、年次有給休暇や育児休業の取得促進等の取組を進める。

④ 風通しのよい組織づくり

全グループ

- 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。
- 支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう、組織内の情報発信の強化に取り組む。

⑤ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上

全グループ

- 支部業績評価で自支部の現状を把握して、課題となる項目に重点的に取り組むことで支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げに貢献する。

3. 組織・運営体制関係

Ⅱ) 内部統制に関する取組

①内部統制の強化

全グループ

- リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。
- 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を遵守する。
- 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

②個人情報の保護の徹底

全グループ

- 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。
- 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。

③法令等規律の順守（コンプライアンス）の徹底

全グループ

- 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。
- 外部相談窓口（コンプラほっとライン）の周知及び制度に関する研修を継続的に実施する。

④災害時の対応

全グループ

- 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。
- 事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に対応していく。

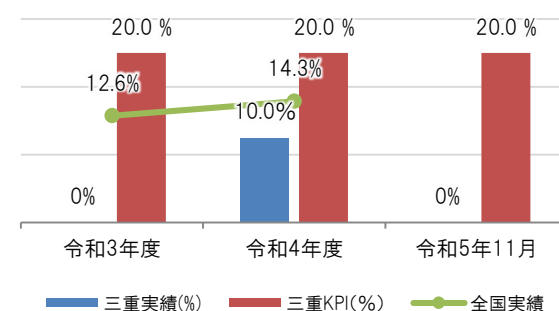
3. 組織・運営体制関係

⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等

企画総務グループ

- サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
- 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- 調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。
- 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

一般競争入札に占める一者応札案件の割合



KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について**15%以下**とする

Ⅲ) システム整備

①協会システムの安定運用

企画総務グループ

- 安定稼働に大きな影響を及ぼす各種サーバーやOSのバージョンアップ等の対応を適切に実施し、協会システムを安定稼働させる。

②業務効率化を目指したシステムへの習熟度の向上

全グループ

- 2023（令和5）年1月にサービスインした業務システムについて、業務効率化の効果が最大限に得られるよう、システム上の懸案事項や課題を整理・共有し、習熟度の向上を図る。

三重支部の重点課題と取組について

(1) 現金給付等の申請に係る郵送化の促進

業務グループ

令和6年度 KPI 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

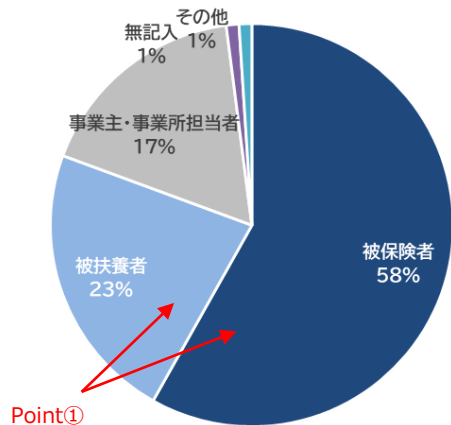
参考 令和4年度実績：96.0%

課題

- 郵送化率は全国的に頭打ち傾向
昨年度全国95.7% 今年度95.6%

昨年度に引き続き、アンケートを実施
窓口来訪の理由

- 1位 記入方法等を確認したい
- 2位 至急手続きをしたい
- 3位～ 近隣のため等ついでの理由



アンケート結果から

- Point① 来訪者の約8割は被保険者や被扶養者
- Point② 申請書の記入が分かりにくいのは傷病手当や任意継続

令和5年度
・目標KPI 96.0%
・実績 95.7% (令和5年11月末)

取組

- ・任意継続申請書セットのチラシ内容見直し
記入→添付書類チェック→郵送
- ・傷病手当金の記入方法等、HPで広報
申請書の変更点、記入誤りが多い箇所など

※限度額認定証は今後、減少する見込みのため特に取り組みは不要と判断
また、令和8年1月から電子申請も実施予定のため、急ぎの案件も解消見込み



三重支部の重点課題と取組について

(2) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

レポートグループ

令和6年度
KPI

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**対前年度以上**とする
- ② 返納金債権（診療報酬返還金を除く）の回収率を**対前年度以上**とする

参考

令和4度
実績

- ① 90.84%
- ② 69.20%

課題

返納金債権（資格喪失後受診）未納者における外国人の割合が44%（※1）と高く、収納率向上の阻害要因の一つとなっている。原因としては、債務者に送付する納付書や送付文書は、日本語で記載されており、外国人債務者に理解を得られないケースが存在すると考える。

（※1）令和4年度調定分に係る令和5年12月15日時点の割合

取組

外国人リーフレットを活用した債権回収業務の推進

○債権回収業務

- ・初回催告時における外国人リーフレットの同封
- ・弁護士催告時における外国人リーフレットの同封
- ・外国人リーフレットを利用した積極的な訪問催告

効果検証（途中報告 期間：3か月）

○金額階層別、多言語リーフレット送付有無による集計

返納金額 (円)	リーフレット 同封	収納 件数	収納 割合	リー フレ ット な し	収納 件数	収納 割合
50,000～100,000	4件	0件	0%	2件	0件	0%
40,000～49,999	1件	1件	100%	1件	0件	0%
30,000～39,999	6件	0件	0%	6件	0件	0%
20,000～29,999	6件	1件	16.7%	5件	0件	0%
10,000～19,999	21件	2件	9.5%	21件	4件	19.0%
5,000～9,999	26件	7件	26.9%	32件	6件	18.8%
合計	64件	11件	17.2%	67件	10件	14.9%

令和5年度
① 目標KPI 90.84%
・実績 90.43%（令和5年11月末）
② 目標KPI 69.20%
・実績 41.47%（令和5年11月末）

<債権回収リーフレット（8か国語）>



結論

今回の検証結果は、検証期間が3か月と短いため、有意差は認められなかったが、今後も効果的な活用方法を検討しつつ、効果検証していく必要がある。

三重支部の重点課題と取組について

(3) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

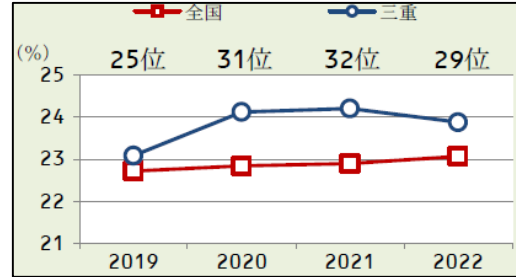
保健グループ

- 令和6年から令和11年までの6年間で計画期間とする。
- 「特定健診・特定保健指導」「重症化予防対策」「コラボヘルス」の取組を柱とする。

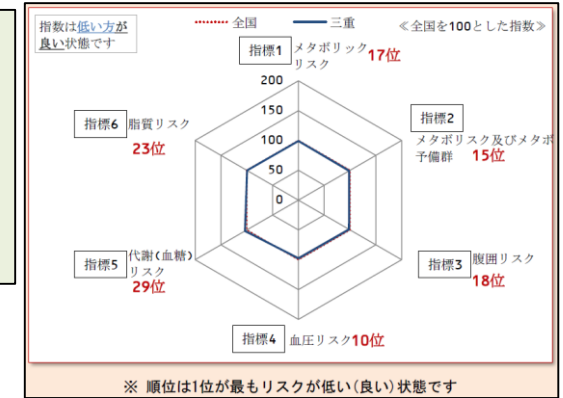
課題

- **健診データでの生活習慣病リスク保有率**
 - ・代謝（血糖）リスク
 - 男性23.9% 全国平均23.1%より高い
 - 女性12.2% 全国平均11.7%より高い
- **入院外1人当たり医療費(調剤含む)**
 - ・R4年度10,515円→R5年度10,722円（207円増加）
- **疾病別入院外1人当たり医療費**
 - ・生活習慣病関連22,130円（全国平均より511円高い）
 - ・内分泌、栄養及び代謝疾患14,532円（全国平均より1,053円高い）

【<男性>代謝（血糖）リスク保有率と全国順位】
(2019から2022年度)



【生活習慣病リスク保有者割合（2022年度）】



- ・代謝（血糖）リスクは、継続して高い状況
- ・入院外の生活習慣病関連や内分泌代謝疾患の医療費が全国平均より高い
- ・不適切な生活習慣の積み重ねから、糖尿病を発症する人の割合を減少させることが必要と考える

6年後に達成する目標
(健康課題を踏まえた検査値等の改善目標)

代謝(血糖)リスク保有者の割合を全国平均以下にする
(R4年度三重支部:男23.9% 女12.2%、全国平均:男23.1% 女11.7%)
【使用する指標：支部別スコアリングレポート】

取組

- 健康宣言事業所に対して、従業員の健康管理の課題を明確化し対策を提案することで生活習慣病の発症及び悪化を防止する。
特に、健康宣言事業所のうち、1人当たり医療費、血圧、代謝（血糖）、脂質のリスクが高く、被保険者数が多い業態（道路貨物運送業）については、優先的に訪問等での働きかけ（特定保健指導利用勧奨や従業員への受診勧奨）を実施する。
- 代謝（血糖）リスクの高い従業員がいる事業所に、早期受診を勧奨する周知文書を送付する。
- 血糖値・血圧値等の要治療者で医療機関を受診していない者に対して、文書及び電話勧奨を実施する。

三重支部の重点課題と取組について

(4) コラボヘルスの推進

企画総務グループ*

令和6年度 KPI	健康宣言事業所数を1,700事業所（※）以上とする ※ 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	参考	令和4年度実績 1,492社
--------------	--	----	-------------------

※令和5年11月時点1,556社（うち標準化された健康宣言の事業所数913社）

課題

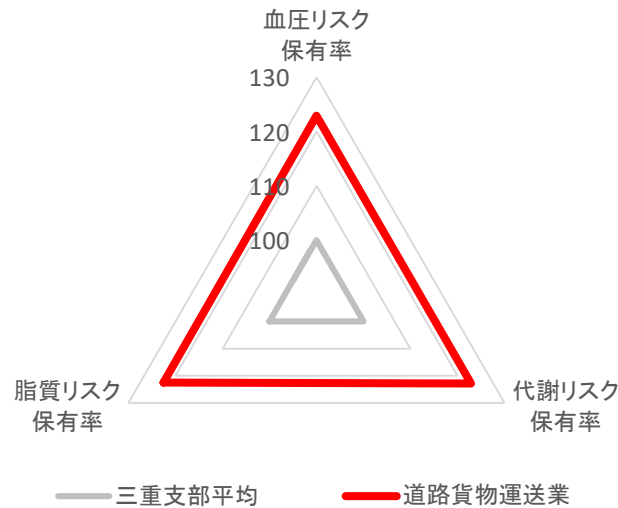
- 一人当たり医療費が高く、かつ血圧、脂質、代謝のリスク保有率が特に高い業態（道路貨物運送業）における健康づくりの推進不足



取組

道路貨物運送業における健康事業所宣言の勧奨

- ・道路貨物運送業の事業所に対し、事業所カルテまたは業態別カルテ及び健康宣言案内資料を送付し、自社の健康課題を認識いただき、健康事業所宣言への参加を促す勧奨を行う。
- ・中部運輸局三重運輸支局や関係団体（三重県トラック協会等）との連携をさらに強化し、事業主や担当者が集まる場などで健康宣言勧奨を実施する。



三重支部平均を100とした場合、道路貨物運送業のリスク保有率は約120

2023年度運行管理者等一般講習【貨物】にご参加の皆様へ

今日から始める
健康事業所宣言

私たちは健康経営®へのチャレンジを応援します！

健康経営とは、企業が従業員の健康に配慮することによって、経営においても大きな効果が期待できるなどの効果によって、健康も経営的視点から果たて戦略的に実践することを意味しています。

健康経営に取り組むことで、**従業員が健康で働き続けられる職場の向上が期待されるぞ！**

協会けんぽ三重支部「健康事業所宣言」への参加をご検討ください。特典として4半期に一度、健康啓発資料をプレゼント！

健康事業所宣言の流れ

- 1 健康事業所宣言の受付（フレットをカルテセットの入手）
- 2 健康事業所宣言の届出（カルテセットの届出）
- 3 健康事業所宣言の届出（カルテセットの届出）
- 4 エントリーシート記入（カルテセットの届出）
- 5 健康事業所宣言の届出（カルテセットの届出）

健康啓発資料一冊

平成27年から開始し、貨物に関連する事業所（道路貨物運送業）からすでに109社が参加しています。（令和5年5月末時点）
届社されましたら早速裏面の送付依頼書をFAXして「健康事業所宣言」に取り組んでみませんか！

※協会けんぽ三重支部の加入事業所の限定へご案内です。
※健康経営とは、NPO法人健康経営研究会の登録事業です。
※送付時点で健康診断率が50名未満の事業所には業態について分析した健康度カルテ（業態別）をご提供いたします。

中部運輸局 三重運輸支局 三重県トラック協会 全国健康保険協会 三重支部

講習の様子

健康起因事故の削減目指して 三下協 過労死等防止対策セミナー

（二重）三下協小 康を守る為にも健康
林俊二会長、小林建 事業所宣言の実施を
「三下協」は13日に北勢輪 推奨した。

運行管理者が
集まる場での
健康宣言勧奨

令和6年度支部保険者機能強化予算（案）

各支部が地域性を踏まえた医療費適正化や健康づくり等の取組を行うことで、戦略的保険者機能を一層発揮できるよう、令和元年度から創設された予算である。なお、通常業務に係る経費については、基礎的業務関係予算で計上することになる。

令和6年度支部保険者機能強化予算(案)

医療費適正化等予算

(見込額: 10,309千円)

分野	事業名	事業概要	予算額(見込み)
医療費適正化対策	インターネット広告等を活用した戦略的な広報	事業所向けには納告チラシなどで周知・啓発しているが、加入者向けにイラスト等を活用したキャッチーなバナー広告、Youtube動画広告等とランディングページにより「上手な医療のかかり方」の周知・啓発を行う。	4,439千円
	乳児を有する世帯向けジェネリック医薬品促進 変更	乳児(主として1歳未満)のいる世帯あてに、ジェネリック医薬品の使用促進啓発パンフレットを送付して、最初からジェネリック医薬品を選択してもらうよう働きかける。	
広報・意見発信	紙媒体による広報	日本年金機構が送付する納入告知書の同封リーフレット、任意継続申請セットを配布。また、本部作成の全支部共通広報資材を活用しながら、制度・事務手続きガイドブックを作成し、配付する。	5,870千円
	外国人加入者に対する保険証回収チラシ 新規	外国人を雇用している事業所等への配布し、保険証の適切な使用、退職後の確実な回収を周知する。	



<インターネット広告(令和5年度実施分)>



<若年者向けジェネリック医薬品使用促進リーフレット>



<けんぽだより(令和5年12月号)>

令和6年度支部保険者機能強化予算(案)

保健事業予算

(見込額: 50,680千円)

分野	事業名	事業概要	予算額 (見込み)
健診	集団健診 変更	大型商業施設など加入者の利便性の高い施設において集団特定健診および特定保健指導を実施する。健診機関の少ない地域を中心に、生活習慣病予防健診を集団形式で実施する。 また、ホテル・結婚式場を活用した付加価値のある無料集団健診を実施する。	29,912千円
	事業者健診の結果データの取得	事業者健診データ取得率向上のため、勧奨、取得、データ作成等を外部委託により実施する。	
	健診推進経費	健診機関に対して受診者数等の目標達成時に報奨金を支払うなどの動機づけを行う。	
	健診受診勧奨	令和7年度健診案内に同封する健診機関一覧やリーフレット等の封入物を作成する。	
	その他	健診機関による事業者健診結果データの取得費、健診実施機関実地指導旅費等。	
保健指導	保健指導利用勧奨	特定保健指導を実施するにあたって健診結果データを共同利用する同意を得るためのチラシや特定保健指導のメリットを訴求するリーフレット等を作成して事業主等へ配付する。	4,113千円
	保健指導推進経費	前年度実績を超過するなど一定の条件を満たした特定保健指導実施機関に報奨金を支払うなどの動機づけを行う。	
	その他	中間評価時の血液検査費、医師謝金、保健指導用パンフレット作成等経費、保健指導用事務用品費、保健指導用図書購入費、公民館等における特定保健指導に係る経費等。	
重症化予防	未治療者受診勧奨	要治療であるが医療機関の受診を確認できない方に対して、外部委託により文書、電話での受診勧奨を実施する。	11,516千円
	重症化予防対策	糖尿病性腎症や糖尿病境界型に対する重症化予防啓発の実施。健診機関からのリーフレット配付による受診勧奨を実施する。	

令和6年度支部保険者機能強化予算(案)

分野	事業名	事業概要	予算額 (見込み)
コ ラ ボ ヘ ル ス 事 業	健康事業所宣言パンフレット&事業所カルテ取り寄せシート、パンフレット・エントリーシートの作成	健康事業所宣言への新規参加を促すため、パンフレット&事業所カルテ取り寄せシート、パンフレット・エントリーシートを事業所等へ配付する。	5,100千円
	健康経営優良取組事例集の作成	健康宣言事業所における取組促進のため、好事例を紹介する事例集を作成し、配布する。	
	健康事業所宣言に参加した事業所へのフォローアップ	取組支援ツール、健康情報誌の提供の実施による健康宣言事業所のフォローアップを実施する。	
	健康事業所宣言におけるPDCAサイクルの推進 新規	健康宣言中の事業所に対して年度末に事業所カルテ（健康度カルテ業態別）と宣言項目を見直す場合に提出いただく用紙等を送付し、取り組みの振り返りと変更の報告をいただき、PDCAサイクルでの取組みを推進する。	
	道路貨物運送業への健康事業所宣言勧奨	三重支部においては道路貨物運送業は業態別の一人当たり医療費、血圧、脂質、代謝リスク保有率が支部平均を上回っており、かつ被保険者数も多い。 従業員3名以上など一定規模以上の道路貨物運送業の事業所に対して、事業所カルテまたは健康度カルテ（業態別）と健康事業所宣言パンフレットを送付して健康課題を認識いただき、健康事業所宣言への参加を促す電話勧奨を実施する。	
	健康課題に応じたアドバイス媒体の提供	健康事業所宣言へのエントリーを希望する事業所に対して事業所カルテを発送する際、協会職員が架電をしているが、口頭でのアドバイスのみであった。健康課題に応じた媒体を提供することにより、新規健康宣言事業所の効果的な取組につなげる。	
	健康宣言事業所への新規エントリー勧奨 新規	被保険者30名以上の事業所に対して事業所カルテまたは健康度カルテ業態別と健康宣言パンフレットを送付して文書勧奨および電話勧奨を実施する。 また、県内の中小企業に幅広く健康宣言の勧奨を行うため、地方紙へ新聞広告を掲載する。	
他	健康ポスターコンクールの実施	運動、食事を通じて健康の大切さを認識する機会を作るために健康教育の一環として小学生を対象とした健康ポスターコンクールを実施し、運動や食事の重要性等を啓発する。	39千円
特別枠	健診2年目となる41歳被扶養者への特定健診受診勧奨 新規	翌年度に特定健診2年目の41歳になる被扶養者に対し、毎年の健診受診の大切さを訴える啓発DMを送付する。	297千円